



令和5年度
動物墨画パフォーマンス甲子園
Produced by 旭山動物園
審査基準

1 審査方法

審査は、墨画と書に関する内容とパフォーマンスに関する内容等について、令和5年度動物墨画パフォーマンス甲子園審査会委員（以下「審査会委員」という。）が行う。

2 審査の対象

演技規則（3）の計測と同じ範囲とし、それ以外の動作や発声は対象外とする。

3 審査項目及び配点

審査会委員は以下の審査項目、審査内容に基づき採点を行うものとする。

（1）墨画と書に関する項目

| 審査項目 | 配点 | 審査内容 |
|----------|-----|----------------------|
| 動物の表現 | 30点 | 動物の特徴などが表現されているかを評価 |
| 書の美 | 30点 | 書・文字表現・色彩の美しさを評価 |
| 紙面構成と芸術性 | 30点 | 動物と書の紙全体のバランスや一体感を評価 |
| 動物と書の関連 | 10点 | 描かれた動物と書の内容の関連性等を評価 |

（2）パフォーマンスに関する項目

| 審査項目 | 配点 | 審査内容 |
|-----------|-----|-----------------------------------|
| 所作の美と身体表現 | 30点 | 書く姿や動作の美しさ、身体を使った表現など、パフォーマンス性を評価 |
| 演技構成 | 10点 | 演技ストーリーや組み立て、独創性のほか、チーム全体の一体感を評価 |

（3）その他

| 審査項目 | 配点 | 審査内容 |
|------|-----|--------------------------------------|
| 総合 | 10点 | 墨画と書、パフォーマンスを総合的に審査し、観る人の心を動かす内容かを評価 |

【審査員別審査項目及び配点】

| 審査員 | 墨画と書に関する項目 | | | | パフォーマンスに関する項目 | | その他 | 合計 |
|-----------------|------------|-----|----------|---------|---------------|------|-----|-----|
| | 動物の表現 | 書の美 | 紙面構成と芸術性 | 動物と書の関連 | 所作の美と身体表現 | 演技構成 | 総合 | |
| 動物園関係者 | 30点 | — | — | 10点 | — | 10点 | 10点 | 60点 |
| 書道関係者 ① | — | 30点 | — | 10点 | — | 10点 | 10点 | 60点 |
| 書道関係者 ② | — | 30点 | — | 10点 | — | 10点 | 10点 | 60点 |
| 美術関係者 | — | — | 30点 | 10点 | — | 10点 | 10点 | 60点 |
| 舞台の演出やプロデュース関係者 | — | — | — | 10点 | 30点 | 10点 | 10点 | 60点 |

4 減点の対象

- (1) 演技時間の10分を超える場合は、審査会委員が採点した評価点の合計を合算した点数から、10秒毎に5点減点する。
- (2) 上記の他、開催要綱15に規定されている事項について違反がある場合は、その内容や度合いから、審査会委員の裁量において、採点に反映するものとする。

5 順位の決定

審査会委員が採点した評価点の合計を合算し、前項(1)の減点がある場合には、当該点数を減点して得られた点数において、順位付けを行うものとする。ただし、得られた点数が同点となった場合は、審査会委員の協議により優劣を決定することとする。

6 入賞作品の選定

審査会設置要綱第2条第1項第2号の規定に基づき、前項の規定により決定した順位から、1位チームを優勝、2位チームを準優勝、3位チームを3位の入賞作品と選定する。なお、動物園賞については、優勝、準優勝、3位を受賞したチーム以外の作品から、旭川市旭山動物園長が候補を挙げ、審査会委員の協議を経て選定するものとする。

7 その他

本基準に記載されていない事項は、主催者で決定することとし、参加者に対しては事前に提示するものとする。